



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

家畜の予防検査の実施（畜産課）	1
家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）	3
漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）	4
万国津梁館の利用料金の承認（MICE推進課）	4
指定管理者の指定（空手振興課）	7
公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）	8
都市計画事業の変更の認可（下水道課）	8
建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所）	9
沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	9

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）	9
技能検定の実施（労働政策課）	10
建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課）	11
建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	12
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	13
二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	13
特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター）	14
特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター）	15

教育委員会事項

沖縄県立名護青少年の家の利用料金の承認（教育庁生涯学習振興課）	17
沖縄県立糸満青少年の家の利用料金の承認（教育庁生涯学習振興課）	17

公安委員会事項

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則	18
道路交通法の規定による運転免許取得者等教育の認定	18
道路交通法の規定による運転免許取得者等検査の認定	20

選挙管理委員会事項

名護市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	22
中城村議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	24

告 示

沖縄県告示第88号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円

3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ症	牛及び豚	(1) 種付けの用に供する雄豚 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
結核	牛及び山羊	(1) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 18か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛伝染性リンパ腫	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚熱	豚及びいのしし	主として豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	蜜蜂	蜜蜂

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、ア	中和試験法及びウイルス分離試験法

カバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ症	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）及びエライザ法
結核	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ症	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ症	血液検査及び遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚熱	血液検査、エライザ法、遺伝子検査、中和試験法、蛍光抗体法及び臨床検査
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ症	血清平板凝集反応法
腐蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第89号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円（豚熱については、沖縄本島全域）
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
豚熱	豚及びいのしし	沖縄本島全域で飼養している豚及びいのししで所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
豚熱	注射	皮下又は筋肉内注射法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ症	薬浴	プアオン法
アナプラズマ症	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第90号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
那覇地区加入区	主としてまぐろはえ縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業）	那覇市首里久場川町2丁目8番地5 伊差川正則 那覇市曙3丁目19番23号前里アパート3-B 仲村行雄

沖縄県告示第91号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第3項の規定により、次のとおり万国津梁館の利用料金を承認した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 万国津梁館
- 2 指定管理者 名護市字喜瀬1808番地 ザ・テラスホテルズ株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	区分	利用料金の額（円）			
		1時間料金	6時間料金	12時間料金	1時間につき

			(半日)	(全日)	追加料金 (9時～21時)	追加料金 (21時～9時)
サミットホール	入場料を徴収しない場合	53,000	260,000	440,000	58,000	60,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	78,000	380,000	660,000	85,000	91,000
オーシャンホール (控室を含む。)	入場料を徴収しない場合	47,000	230,000	390,000	52,000	54,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	69,000	340,000	580,000	75,000	80,000
サンセツトラウンジ	入場料を徴収しない場合	23,000	110,000	185,000	23,000	24,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	31,000	155,000	280,000	34,000	36,000
ビジネスルーム		2,500	15,000	25,000	2,600	2,700
貴賓室		2,500	15,000	25,000	2,600	2,700
オーシャンホール控室(1室)		1,200	6,000	10,000	—	—
オーシャンホール控室(全室)		1,800	10,000	18,000	—	—
車寄せ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設		1平方メートル1日につき 330				

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の50を乗じた額とする。

(2) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額(円)
会議基本設備セット	サミットホール音響・照明等セット	1式	52,000
	オーシャンホール音響・照明等セット	1式	44,000
	オーシャンホール分割音響追加セット2分割	1式	8,000
	オーシャンホール分割音響追加セット3分割	1式	10,000
	サンセツトラウンジ音響・照明等セット	1式	18,000
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	1,300
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,300
	ダイナミックマイクロホン	1本	700
	バウンダリーマイクロフォン	1本	1,300
	コンデンサーマイクロフォン	1本	700
	デジタルオーディオテープデッキ	1台	1,300

	CD、MD、カセットデッキ	各1台	1,300
映 写 設 備	映像デッキセット	1式	2,000
	DVD、ビデオデッキ	各1台	1,500
	液晶プロジェクターセット（常設及び高性能移動用）（WUXGA 1920×1200ピクセル）	1式	40,500
	液晶プロジェクターセット（常設及び高性能移動用）（XGA 1024×768ピクセル）	1式	37,000
	液晶プロジェクター（5,000ルーメン以上）	1台	32,000
	移動用スクリーン	1台	1,200
	常設スクリーン（サミットホール、オーシャンホール）	1台	2,000
	プロジェクタースタンド	1台	1,200
	スキャンコンバーター	1台	5,300
	スイッチャー	1台	1,600
同 時 通 訳 設 備	同時通訳基本セット	1式	30,000
	会議セット	1式	6,500
	通訳機器セット（1ヶ国ごとに追加）	1式	6,500
	同時通訳会議追加セット	1式	2,200
	会議参加者用ユニット（10台1セット）	1式	1,100
	イヤホン付受信機（10台1セット）	1式	3,300
イ ス ・ テ ー ブ ル	イス・テーブルセット（テーブル25台・イス75脚）	1式	7,500
	イス	1脚	600
	テーブル	1台	600
	飾りテーブル 六角形（大）	1脚	2,200
	飾りテーブル 六角形（小）	1脚	1,100
	バーカウンター	1脚	5,500
	受付カウンター	1脚	2,800
	サミット用イス	1脚	7,000
	サミット用テーブル	1台	60,000
そ の 他	演台	1台	700
	花台	1台	700
	司会者台	1台	600
	ポータブルステージ	1台	1,300
	金屏風（一面W685 H2090×6折）	1双	3,500
	パーティション（1枚）	1式	1,200

パーティション (10枚)	1 式	6,000
パーティションポール	1 台	1,200
サインスタンド	1 台	700
レーザーポインター	1 台	600
姿見	1 台	1,200
案内板	1 台	600
パーティションポール	1 台	600
ホワイトボード (黒板を含む)	1 台	600
パラソル	1 台	600
屋台	1 台	6,000
披露宴用スカート	1 台	1,100
ポールスタンド (国旗用)	1 台	600
卓上国旗	1 台	600
パーティー基本設備セット	1 式	12,000
パントリー設備	パーティー	1 式 12,000
	コーヒーブレイク等	1 式 3,500

備考

- 1 附属設備利用料金の額は、1日における利用の額とする。
- 2 イス・テーブルセット、イス又はテーブルの利用料金の額は、サミットホール、オーシャンホール、サンセットラウンジ又は貴賓室で利用する場合の額とする。
- 3 サミット用テーブルの利用料金の額には、組立て料は含まない。

(3) 電気利用料金

持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額 (円)
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,300

沖縄県告示第92号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第6条の規定により、沖縄空手会館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ
 代表者 OTS MICE MANAGEMENT株式会社 那覇市松尾1丁目2番3号
 株式会社セイカスポーツセンター 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号
 沖縄ビル管理株式会社 那覇市久米2丁目33番1号
 有限会社西原農園 那覇市首里石嶺町4丁目135番地の1
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

沖縄県告示第93号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 北谷町字大村から字吉原まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年2月2日から同年3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 中城村字屋宜
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年2月14日から同年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第95号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 糸満市武富土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
- 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原、後原及び溝原の各一部
- 4 事業施行期間 平成15年10月10日から令和6年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
- 6 変更の内容 資金計画及び事業施行期間の変更
- 7 変更認可の年月日 令和5年2月14日

沖縄県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第162号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 読谷村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 読谷村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年3月5日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第97号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和5年3月3日

沖縄県八重山土木事務所長 安 里 嗣 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年12月16日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字白保前原264番5、268番24、268番315及び268番316並びに268番23地先里道の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 159.46メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

沖縄県告示第98号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	取消し年月日
浦添市職員労働組合	浦添市安波茶一丁目1番1号	浦添市安波茶一丁目1番1号 (浦添市役所売店地下1階)	令和5年3月1日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年3月3日から同年4月3日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 あわせモール2期 沖縄市古謝二丁目17番3号ほか3筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社UCHI 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 代表取締役 高江洲篤
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年3月3日から同年4月3日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及びいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 令和5年6月6日（火曜日）から同年9月10日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 令和5年8月27日（日曜日）に実施する職種 機械加工（1級及び2級計画立案等作業試験）及び建設機械整備（1級及び2級計画立案等作業試験） (2) 令和5年9月3日（日曜日）に実施する職種 非接触除去加工（1級計画立案等作業試験）	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 令和5年7月9日（日曜日）に実施する職種 3級 園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、造園、機械検査、シーケンス制御、建築大工、塗装及びフラワー装飾 2 令和5年8月20日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 造園、サッシ施工、塗装、とび及び防水施工 (2) 単一等級 産業洗浄 3 令和5年8月27日（日曜日）に実施する職種	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

	1 級及び2 級 機械加工、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官及び畳製作 4 令和5年8月30日（水曜日）に実施する職種 1 級及び2 級 写真 5 令和5年9月3日（日曜日）に実施する職種 (1) 1 級及び2 級 園芸装飾、非接触除去加工、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金及びフラワー装飾 (2) 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	
合格発表	1 3 級 令和5年8月25日（金曜日） 2 その他の級 令和5年9月29日（金曜日）	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を令和5年4月3日（月曜日）から同月14日（金曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 2 級、3 級及び基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業（3 級及び基礎級））及び工業包装（工業包装作業）

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 令和5年4月1日（土曜日）から令和6年3月31日（日曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業停止を次のとおり命じた。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 処分をした年月日 令和5年1月31日
- 2 商号名 株式会社オキトーション
- 3 代表者名 東博之
- 4 所在地 沖縄市比屋根六丁目5番14号トーマスマンション比屋根203
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第14741号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部

(2) 営業停止の期間 令和5年2月14日から同月16日まで

7 処分の原因となった事実 株式会社オキトーションは、民間・公共発注の複数の工事において、建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けずに、法第3条第1項ただし書の建設業の許可を受けず請け負える軽微な工事の範囲を超える下請工事を複数回請け負った。このことは、法第28条第2項第2号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年10月25日
(2) 商号名 株式会社ナカモト
(3) 代表者名 仲本源
(4) 所在地 南城市佐敷字新里463番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第9383号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち板金工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき板金工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年11月7日
(2) 商号名 有限会社丸宮組
(3) 代表者名 金城亮
(4) 所在地 恩納村字名嘉真54番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第3376号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年11月7日
(2) 商号名 有限会社オリエント圧接工業
(3) 代表者名 下門利枝子
(4) 所在地 糸満市字潮平729番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第8463号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年11月8日
(2) 商号名 有限会社東和重機
(3) 代表者名 喜多自然
(4) 所在地 那覇市東町14番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14284号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年11月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和4年11月25日
(2) 商号名 連進工業
(3) 代表者名 知花進
(4) 所在地 糸満市字糸満734番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14083号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年11月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成4年4月3日 沖縄県指令土第310号、令和3年8月31日 沖縄県指令土第606号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字森川安次座77番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字森川77番地 喜瀬利子
- 5 検査済証番号 令和5年2月10日 第4859号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月1日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和5年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和5年7月2日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和5年9月10日午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和5年7月23日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和5年10月8日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場 二級建築士試験及び木造建築士試験の会場は、決定後直ちにセンターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) 及び公益社団法人沖縄県建築士会 (<http://shikai.or.jp/>) のホームページに掲載する。
- 3 受験申込手続
 - (1) 受験申込方法 センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、身体に障害があるためにインターネットを利用することが困難である場合その他インターネットによる受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和5年4月10日までにセンター本部（電話番号050-3033-3822）に申し出ること。
 - (2) 受験申込受付期間及び時間 令和5年4月3日午前10時から同月17日午後4時まで
- 4 合格者の発表
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和5年8月21日に発表する予定である。
 - イ 設計製図の試験 令和5年12月7日に発表する予定である。
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和5年8月21日に発表する予定である。
 - イ 設計製図の試験 令和5年12月7日に発表する予定である。
- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。
- 6 その他 設計製図の課題は、令和5年6月7日以後にセンターのホームページに掲載する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

沖縄県立総合教育センター所長 富 里 一 公

- 1 調達する物品等の種類 電子計算機器の賃貸借（設置、設定及び保守管理業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和5年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電子計算機器類等（電子計算機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸、販売及び保守管理業務に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 電子計算機器類等の賃貸、販売及び保守管理業務に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年3月3日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年5月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合において

ては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立総合教育センターが実施する電子計算機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

沖縄県立総合教育センター所長 富 里 一 公

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 電子計算機器の賃貸借（設置、設定及び保守管理業務を含む。以下同じ。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和5年5月31日（水曜日）

(4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター

(5) 契約期間 令和5年6月1日から令和9年5月31日まで

(6) 本件契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約である。本件契約を締結した年度の翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和5年3月3日付け沖縄県公報定期第5104号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子計算機器の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 納入しようとする電子計算機器の応札明細書を令和5年3月17日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該電子計算機器を納入することができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和5年3月3日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和5年3月3日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年4月13日（木曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第1会議室

6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期

限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年3月3日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和5年4月12日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年3月13日（月曜日）午前10時
 - イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第1会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for Education including sets of application software and maintenance service
- (2) DELIVERY DUE DATE
May 31, 2023
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
10:00 a.m. March 13, 2023
- (4) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. April 13, 2023

(5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural General Education Center Office
 3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
 Telephone 098-933-7555

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立名護青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月3日

沖縄県教育委員会
 教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第5号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月3日

沖縄県教育委員会
 教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者 NIKKEI・DAIKENコンソーシアム
 代表者 専門学校那覇日経ビジネス 那覇市安里1丁目1番53号（設置者 浦添市城間三丁目15番5号 島袋永伸）

株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号

3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月3日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表豊見城警察署の部豊見城中央交番の項中「、字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名」、「、字翁長、字保栄茂」及び「、字豊崎」を削り、同項の次に次のように加える。

豊崎交番	豊見城市字豊崎	豊見城市字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、字翁長、字保栄茂、字豊崎
------	---------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、令和5年2月16日付けで運転免許取得者等教育を行う者を次のとおり認定した。

令和5年3月3日

沖縄県公安委員会

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称
株式会社波之上自動車学校 那覇市辻3丁目1番1号 高田聡	波之上自動車学校	那覇市辻3丁目1番1号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社壺川自動車学校 豊見城市字名嘉地225番地 荻堂清次	壺川自動車学校	豊見城市字名嘉地225番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社宜野湾自動車学校 宜野湾市愛知一丁目1番2号 仲村淳	宜野湾自動車学校	宜野湾市愛知一丁目1番2号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社普天間自動車学校 北中城村字大城480番地 宮城好博	普天間自動車学校	北中城村字大城480番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社丸菱 沖縄市松本七丁目18番22号 小渡亨	コザ自動車学校	沖縄市松本七丁目18番22号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社安ゲ名自動車学校 うるま市字大田30番地 屋宜世憲	安ゲ名自動車学校	うるま市字大田30番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社カデナ自動車学校 読谷村字楚辺1512番地 比嘉清隆	カデナ自動車学校	読谷村字楚辺1512番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社糸満自動車学校 糸満市字糸満2278番地 玉城祐	糸満自動車学校	糸満市字糸満2278番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社天久ドライビングスクール 那覇市字天久1044番地 大城勉	天久ドライビングスクール	那覇市字天久1044番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社川畑自動車学校 沖縄市南桃原一丁目22番1号 川畑勝彦	川畑自動車学校	沖縄市南桃原一丁目22番1号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社第二波之上自動車学校 浦添市勢理客一丁目5番1号 高田聡	第二波之上自動車学校	浦添市勢理客一丁目5番1号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
合資会社美池自動車学校 沖縄市池原三丁目1番12号 與那嶺清光	美池自動車学校	沖縄市池原三丁目1番12号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社津嘉山自動車学校 南風原町字津嘉山593番地1 大城將路	津嘉山自動車学校	南風原町字津嘉山593番地1	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社名護自動車学校 名護市宮里七丁目24番37号 東江範之	名護自動車学校	名護市宮里七丁目24番37号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習

株式会社馬天自動車学校 南城市佐敷字津波古509番地1 町田宗敬	馬天自動車学校	南城市佐敷字津波古509番地1	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社牧港ドライビングスクール 浦添市牧港五丁目10番1号 大城勉	牧港ドライビングスクール	浦添市牧港五丁目10番1号	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社八重山自動車学校 石垣市字真栄里109番地 宮城和博	八重山自動車学校	石垣市字真栄里109番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社三和自動車学校 宮古島市平良字下里1104番地 下地寛克	三和自動車学校	宮古島市平良字下里1104番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社宮古自動車学校 宮古島市平良字西里1334番地 上地成人	宮古自動車学校	宮古島市平良字西里1334番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
株式会社北丘自動車学校 うるま市字昆布1841番地の22 石原昌洋	北丘自動車学校	うるま市字昆布1841番地の22	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社今帰仁自動車学校 今帰仁村字仲宗根977番地 玉城文雄	今帰仁自動車学校	今帰仁村字仲宗根977番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習
有限会社仲里自動車学校 久米島町字謝名堂548番地 安村達明	仲里自動車学校	久米島町字謝名堂548番地	規則第1条第3号に掲げる課程	認定高齢者講習

沖縄県公安委員会告示第32号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、令和5年2月16日付けで運転免許取得者等検査を行う者を次のとおり認定した。

令和5年3月3日

沖縄県公安委員会

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の方法の名称
株式会社波之上自動車学校 那覇市辻3丁目1番1号 高田聡	波之上自動車学校	那覇市辻3丁目1番1号	1 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社壺川自動車学校 豊見城市字名嘉地225番地 荻堂清次	壺川自動車学校	豊見城市字名嘉地225番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社宜野湾自動車学校 宜野湾市愛知一丁目1番2号	宜野湾自動車学校	宜野湾市愛知一丁目1番2号	1 規則第1条第1号に掲げる方法	1 認定認知機能検査

仲村淳			2 規則第1条第2号に掲げる方法	2 認定運転技能検査
有限会社普天間自動車学校 北中城村字大城480番地 宮城好博	普天間自動車学校	北中城村字大城480番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社丸菱 沖縄市松本七丁目18番22号 小渡亨	コザ自動車学校	沖縄市松本七丁目18番22号	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社安ゲ名自動車学校 うるま市字大田30番地 屋宜世憲	安ゲ名自動車学校	うるま市字大田30番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社カテナ自動車学校 読谷村字楚辺1512番地 比嘉清隆	カテナ自動車学校	読谷村字楚辺1512番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社糸満自動車学校 糸満市字糸満2278番地 玉城祐	糸満自動車学校	糸満市字糸満2278番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社天久ドライビングスクール 那覇市字天久1044番地 大城勉	天久ドライビングスクール	那覇市字天久1044番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社川畑自動車学校 沖縄市南桃原一丁目22番1号 川畑勝彦	川畑自動車学校	沖縄市南桃原一丁目22番1号	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社第二波之上自動車学校 浦添市勢理客一丁目5番1号 高田聡	第二波之上自動車学校	浦添市勢理客一丁目5番1号	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
合資会社美池自動車学校 沖縄市池原三丁目1番12号 與那嶺清光	美池自動車学校	沖縄市池原三丁目1番12号	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社津嘉山自動車学校 南風原町字津嘉山593番地1 大城將路	津嘉山自動車学校	南風原町字津嘉山593番地1	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社名護自動車学校 名護市宮里七丁目24番37号 東江範之	名護自動車学校	名護市宮里七丁目24番37号	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社馬天自動車学校 南城市佐敷字津波古509番地1 町田宗敬	馬天自動車学校	南城市佐敷字津波古509番地1	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社牧港ドライビングスクール 浦添市牧港五丁目10番1号	牧港ドライビングスクール	浦添市牧港五丁目10番1号	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査

大城勉			号に掲げる方法	能検査
株式会社八重山自動車学校 石垣市字真栄里109番地 宮城和博	八重山自動車学校	石垣市字真栄里 109番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社三和自動車学校 宮古島市平良字下里1104番地 下地寛克	三和自動車学校	宮古島市平良字 下里1104番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社宮古自動車学校 宮古島市平良字西里1334番地 上地成人	宮古自動車学校	宮古島市平良字 西里1334番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
株式会社北丘自動車学校 うるま市字昆布1841番地22 石原昌洋	北丘自動車学校	うるま市字昆布 1841番地22	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社今帰仁自動車学校 今帰仁村字仲宗根977番地 玉城 文雄	今帰仁自動車学校	今帰仁村字仲宗 根977番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査
有限会社仲里自動車学校 久米島町字謝名堂548番地 安村達明	仲里自動車学校	久米島町字謝名 堂548番地	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認定認知機能検査 2 認定運転技能検査

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

当委員会は、令和4年9月11日執行の名護市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和5年3月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県名護市世富慶672番地グリーンパレス渡具知207号室
審査申立人 伊波 勝也

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年11月18日をもって提起された同年9月11日執行の名護市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和4年9月26日をもって名護市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年10月28日、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月31日申立人に送達された。

申立人は、同年11月18日、これを不服として当委員会に対し、原決定を取消し、本件選挙における当選人全員の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。

その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

1 開票時の不適切な計数について

本件選挙は、1位及び2位の当選者の得票数が過去に例を見ない程の異常な大きさになっており、得票数が激しく変動することはないという地方議会議員選挙の経験則から大きく逸脱している。通常、地方議会議員選挙では地縁血縁・知人の人数が得票数に大きく影響し、その人数の範囲を超えて得票数が急激に変動することはないと言われており、開票時の不適切な計数が疑われる。

本件選挙の開票に携わる審査係、計数係、計算係、疑問票係が共謀すれば、公衆に知られることなく得票数の改ざんが可能であり、これらの係の経歴や選定方法は明らかにされておらず、本件選挙の開票の公正性は十分に担保されているとはいえない。市委員会は異常な票数について、説明をする社会的責任がある。

2 同日に行われた他市議会議員選挙の結果について

同日に行われた沖縄県内4つの市議会議員選挙に関して、宜野湾市では1位及び2位の得票数がこの経験則から大きく逸脱しており、南城市、沖縄市、石垣市では1位の得票数がこの経験則から大きく逸脱している。このように同じ日に行われた県内5つ全ての市議会議員選挙での獲得票数に、同じ種類の経験則に反する結果が出ていることについて、県選挙管理委員会が不正選挙に関わったことが明らかであり、県選挙管理委員会はこれらの選挙の正当性と妥当性を説明する社会的責任がある。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てについて、適法なものと認め、これを受理した。その後、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査の申立てにおいても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の裁決をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 審査の申立ての要旨1について

法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、市委員会から提出のあった選挙録等の物件を確認したところ、以下の事実が認められる。

なお、本件選挙では、法第79条の規定により、開票の事務は選挙会の事務に併せて行われ、開票管理者又は開票立会人は、それぞれ選挙長又は選挙立会人（以下「立会人」という。）をもってこれに充てられたほか、選挙録は開票録を兼ねて作成されている。

開票事務は、令和4年9月11日午後9時00分から、名護市民会館中ホールにおいて、法第75条の規定に基づき市委員会によって選任された選挙長、法第76条の規定に基づき届け出られた立会人9名及び事務従事者により開始された。選挙長及び立会人は一連の開票事務を監視するように配置されていた。このように選挙長及び立会人の立会いのもと開票作業及び得票の算定が行われ、その後、選挙会が適法に開催され、選挙録が適正に作成されていること、その際には立会人からは何らの指摘も意見も出されなかったことが確認できた。

申立人は、1位及び2位の当選者の得票数が大きく、過去の選挙における得票数の推移から考える

と、異常な票数の上昇であり、開票時に不適切な計数の疑いがあること及び開票に携わる事務従事者が共謀すれば、公衆に知られることなく得票数の改ざんが可能であることを主張するが、申立人からは当該主張を裏付けるような事実や証拠の提示はなく、同じ市委員会が管理執行する選挙であっても、過去の選挙と本件選挙は別個独立した選挙であるため、相応の理由もなく不適切な計数の疑いがあるとの主張は、憶測の域を出ない独自の見解であり、採用できない。

また、申立人は開票に携わる事務従事者の経歴や選定方法は明らかにされておらず、本件選挙の開票の公正性は十分に担保されているとはいえないと主張するが、事務従事者の経歴や選定方法について明らかにしなければならないとする明文の規定はない。

したがって、本件選挙の開票事務において、法第205条第1項の選挙の規定に違反して行われたとする事情、すなわち選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事情は認められず、選挙の無効原因に該当しない。

(2) 審査の申立ての要旨2について

本件選挙と同日に行われた他市議会議員選挙については、法第5条の規定により各市選挙管理委員会が管理しており、当委員会は何らの関与もしていないことから、申立人の主張は憶測の域を出ない独自の見解であり、採用することはできない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

本件審査の申立てにおける申立人の主張は、広く解すれば、「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関する申立ての提起と認められるが、既に述べたとおり、本件選挙の開票及び選挙会の手續きは適正に執行されており、開票時に不適切な計数の疑いがあるとする申立人の主張は、憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上、これを採用することはできない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年2月17日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

当委員会は、令和4年9月11日執行の中城村議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和5年3月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県中頭郡中城村字津覇1366番地県営中城団地2棟303号
審査申立人 張世 險峰

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年11月7日をもって提起された同年9月11日執行の中城村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和4年9月20日をもって中城村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、村委員会は同年10月18日、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月20日申立人に送達された。

申立人は、同年11月7日、これを不服として当委員会に対し、原決定を取消し、本件選挙における伊佐則勝氏の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。

その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙結果によれば、最下位当選人伊佐則勝氏と次点の申立人との得票差は17票の僅差であり、開票事務にミスがなかったとはいえ、全ての投票用紙の中に申立人の有効投票が含まれている可能性があるため、再点検及び再集計を行う必要がある。
- 2 2017年の葛飾区議会議員選挙等において、再点検を行った結果、得票数が逆転となった事例がある。
- 3 村委員会は申立人と同一または類似する氏名、氏若しくは名の候補者がおらず、他候補者との読み間違い等はないと主張しているが、それでも開票事務にミスがないとはいえない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、これを適法なものと認め、本件審査申立書の副本等を村委員会に送付し、村委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で村委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査の申立てにおいても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の裁決をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、村委員会から提出のあった選挙録等の物件を確認したところ、以下の事実が認められる。

なお、本件選挙では、法第79条の規定により、開票の事務は選挙会の事務に併せて行われ、開票管理者又は開票立会人は、それぞれ選挙長又は選挙立会人（以下「立会人」という。）をもってこれに充てられたほか、選挙録は開票録を兼ねて作成されている。

開票事務は、令和4年9月11日午後9時00分から、吉の浦会館において、法第75条の規定に基づき村委員会によって選任された選挙長、法第76条の規定に基づき届け出られた立会人5名及び事務従事者により開始された。選挙長及び立会人は一連の開票事務を監視しうるように配置されていた。このように選挙長及び立会人の立会いのもと開票作業及び得票の算定が行われ、その後、選挙会が適法に開催され、選挙録が適正に作成されていること、その際には立会人からは何らの指摘も意見も出されなかったことが確認できた。

したがって、本件選挙の開票事務において、法第205条第1項の選挙の規定に違反して行われたとする事情、すなわち選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は選挙の管理執行の手續上、

選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事情は認められず、選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

本件審査の申立てにおける申立人の主張は、広く解すれば、「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関する申立ての提起と認められる。当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が当選の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 審査の申立ての要旨1について

申立人は、得票差は17票の僅差であり、開票業務にミスがなかったとはいえないと主張するが、申立人からは当該主張を裏付けるような事実や証拠の提示はなく、既に述べたとおり、村委員会により選挙長及び立会人の立会いのもと開票作業及び得票の算定が行われ、その後、選挙会が適法に開催され、選挙録が適正に作成されていると認められることから、投票用紙の再点検及び再集計は実施する必要がない。

(2) 審査の申立ての要旨2について

申立人は過去の他の選挙において再点検を行った結果、得票数が逆転となった事例があると主張するが、他の選挙における事実を述べているに過ぎず、本件選挙とは関係がない。

(3) 審査の申立ての要旨3について

既に述べたとおり、本件選挙の開票手続は適正に執行されており、申立人の得票となるはずの票が他の候補者の有効票や無効票に混入している可能性を窺わせる特段の事情も認められないことから申立人の主張は採用できない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年2月17日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地